特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

令和八年十一月十二日
参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、法の施行から約十五年が経過し、二度にわたり特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金の請求期限が延長されたにもかかわらず、法制定時に最大約四十五万人と見込まれた救済対象者のうち提訴に至った者は令和八年三月末時点で約十四万九千人にとどまり、なお多数の未提訴者が存在すると考えられることを重く受け止め、給付金を請求することができるにもかかわらず、制度を承知していないこと又は感染を自覚していないことにより給付金を請求していない者を着実に減少させるよう、国の責任において、制度等の周知の在り方を見直し、その再徹底・再強化を図ること。その際、未提訴者の年齢、地域、病態等の実態の把握・分析に努め、その結果に基づき、救済の対象となり得る世代の者、死亡した感染者の遺族、母子感染等による二次感染者など、それぞれの対象者に確実に情報が届くよう、地方公共団体、医療機関、薬局、

職域、患者団体等と連携した重層的な周知を行うとともに、給付金に加えて弁護士報酬及び検査費用が訴訟手当金として支給されることなど、提訴に伴う負担に関する正確な情報の提供に努めること。

二、無症候性キャリアについては、法制定時に約四十一万人と推計されていたにもかかわらず、提訴に至った者は令和八年三月末時点で約六万四千人と低率にとどまっている状況を踏まえ、症状が現れていない場合でも集団予防接種等の際の注射器の連続使用による感染の可能性があることを明示した上での肝炎ウイルス検査の一層の勧奨を進めること。特に、救済の対象となり得る世代の者が一生に一度は肝炎ウイルス検査を受けることができるよう、地方公共団体が実施する肝炎ウイルス検診及び保健所等における無料検査について、引き続き、地方公共団体に対する国の支援を進め、個別勧奨の強化や受検しやすい日時・場所の確保等により受検機会の拡充を図るとともに、職域における受検勧奨の実効性を高めるため、事業主及び保険者に対する働きかけを強化すること。また、手術前検査や妊婦健診等において陽性が判明した者に対し、その結果が確実に本人に伝えられ、陽性者が適切な受診につながるよう、肝炎医療コーディネーター等を活用したフォローアップの取組を強化するとともに、医療機関等において給付金制度や初回精密検査及び定期検査の費用助成制度の説明が適切に行われるよう努めること。

三、給付金等の支給を受けるためには国を被告とする訴えの提起等が要件とされていることが、高齢化が進む感染者及びその遺族等にとって心理的・手続的な負担となり、請求をためらわせる要因となっているとの指摘を踏まえ、給付金等の請求に係る手続の一層の簡素化・柔軟化を検討すること。具体的には、提出書類の簡素化、母子健康手帳等の記録が存在しない場合や母親が死亡している場合等における立証方法の柔軟化、和解までの期間の短縮、請求を検討する者が身近に相談できる体制の充実など、請求者の負担軽減に向けた必要な措置を検討し、必要な措置とあわせて、簡便な認定の仕組みの導入を含め検討すること。

四、感染被害者を含む肝炎患者等が、不当な偏見又は差別を受けることなく安心して暮らせるよう、集団予防接種等によるＢ型肝炎ウイルス感染被害者が相当数に及んでいることを含む情報の提供、ウイルス性肝炎に関する正しい知識の普及など、国民に対する広報・啓発により一層努め、医療・介護の現場や職場等を含め、偏見・差別の解消を図ること。

五、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業における肝がん・重度肝硬変の患者に対する医療費助成に関して、同事業の周知徹底により利用の促進を図るとともに、同事業の対象となる医療費に係る月数要件の更なる緩和を検討すること。また、Ｂ型肝炎ウイルスを排除する治療薬の実用化に向け、創薬基盤の強化により

一層取り組むこと。

六、法による救済の進捗状況について、未提訴者の推計を含めて定期的に検証し、制度等の周知、肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び手続負担の軽減に係る取組の効果と併せてその結果を公表すること。その上で、請求期限の到来により救済を受けるべき者が取り残されることのないよう、必要な措置を講ずること。

右決議する。